
1. 9月補正予算案について（評価）

今回の補正予算案は、待ち望まれていた医療的ケア児を受け入れる体制整備、重要施策である介護離職者・女性・保育士・若者等への雇用支援、地域活性化に繋がる和食の文化祭典や宇治茶ブランドの新展開など、いずれも必要な時宜にかなった予算と高く評価する。

2. 自治体における内部統制について

質問要旨

改正地方自治法において都道府県知事は、2020年4月1日までに内部統制に関する方針の策定及び体制整備が義務付けられ、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成、議会に提出することとされたが、自治体における内部統制に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1)内部統制は、不祥事の根絶だけでなく、ガバナンスの推進や行政改革としても重要な取組であり、知事による問題意識と課題把握、体制づくりが求められる。時間外勤務の増加や、ベテラン職員の退職に伴う専門性の継承不足、複雑な法制度と頻繁な法改正など、あらゆる部局の問題点や業務へのリスクマネジメントが必要と考えるが、府庁における現在の状況をどのように認識しているのか。

(2)2020年に向けた内部統制の方針、体制づくりに際し、統制の環境、継続性、職員の意識改善が重要であり、これまでのPDCAサイクルをより精密にかつ効果的に行い、変化する時代への対応が求められると考えるが、内部統制に係る本府の基本的な考え方、体制づくりについて、タイムスケジュールも含め、所見を伺いたい。

答弁

○内部統制について

諸岡議員の御質問にお答えいたします。

諸岡議員におかれましては、ただいまは会派を代表されまして、今回の補正予算案に対し、高い評価をいただきまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。

まず、内部統制についてでありますけれども、最初に御指摘がありました職員の不祥事につきましては、改めてお詫びを申し上げたいという風に思います。

財政的な影響はなくても、府民の皆様には多大な不信感を与え、また本人も家族を支える職を失う、避けなければならない事態であったと思いますし、再発は絶対に防止していかなければならないというふうに思っております。そうした取組をこれからも進めていかなければならないと思いま

す。

そのためにも、今御指摘の点でありますけれども、基本的にはこの問題は、自治体が適正な仕事をしていく状況を、監査や議会に見ていただき、そして、その中で更に御意見をいただきながら改善していくプロセスを明確にするということが一番大切ではないかなというふうに感じております。

確かに、少子高齢化の進行、住民ニーズの多様化、地方分権改革の進展などにより、地方自治体の果たすべき役割がますます重大になる一方で、厳しい財政環境の中で、効果的な自治体運営が求められているところでありまして、その中で職員の働き方改革もしていかなければならないというのが現状であります。

こうした考え方から、京都府におきましては、「府民満足最大化・京都力結集プラン」によりまして、府民サービスのワンストップ化をしていく、協働していくことによって、より力を相乗効果をもって増そうじゃないかと。そして、そのためには、多様な主体との連携・協働こそ必要だという形で多くの事業を行ってまいりましたし、時代にあった府庁運営を進めるために、時間外勤務の縮減につきましては、労働基準法の改正の動きも踏まえて、定時退庁の徹底を内容とする通達を出しますとともに、推進組織として全部局長で構成する「時間外勤務縮減推進委員会」を設置いたしました。そして、業務見直しや応援態勢の構築などに取り組み、今年度の4月から7月の時間外勤務は前年比約20%削減、これを達成することができました。

人材育成・人材活用につきましても、再任用を積極的に進め、フルタイム再任用職員は今年82名にのぼっておりますけれども、3年後には多分倍以上になるというふうに思っております。現役職員への技術やノウハウの継承を円滑に行えるようにしていきたいと思っております。特に、土木・建築技術の継承、発展に向けては、京都府だけではなくて、市町村も同じ問題を抱えておりますので、京都技術サポートセンターを設立いたしましたけれども、こうした中で、京都府と市町村が力を合わせて橋梁やトンネル等の維持管理を支援をしていきたいというふうに思います。

また、業務執行につきましては、行政経営品質の向上の取り組みということで、そうした研修を受けたアセッサーの育成、そしてそれに基づく業務改善を行ってまいりまして、平成28年度は「一所属一改善運動」220件を行ったところであります。さらに、農業改良普及業務や企業誘致現場業務におきましては、現場でのわかりやすい説明や迅速な情報共有を行いますモバイルワークの活用によりまして、かなりの成果を上げることができました。

財務処理につきましては、コンプライアンス意識の向上と知識の共有につきまして、研修を行いますとともに、
出納事務の集約化による牽制機能の強化。さらには、統合財務システムの活用によるチェック機能の強化を図ってまいったところであります。

地方自治法におきましては、「内部統制」という言葉があります。あまり「統制」という言葉は正直言って好きではございませんけれども、職員の皆さんを信頼をしていかなければならないとも思いますが、信頼に頼り切ってはいけないという観点から申しますと、様々なシステムできちっとチェックをしていかなければいけない。

それは多分、今ですと IOT の技術も発達しておりますし、財務会計システムといったような形で、非常にそれをシステムの体系的に体系化できる構造がございますので、その中できちっとそれぞれのポイントをです、押さえていくような形を明確化していくことによって、適正な職務が執行できるような体制をつくり、またそれを見ていただくというような体制づくりをする、それから問題がありますごとに、先ほどの勤務時間のようにですね、庁内体制を整えて、そうした問題解決に向けて庁内の意識をきちっと統一化していくというような形をこれから取らせていただきたいなという風に思っております。

法施行は32年でありますけれども、できるだけ早くそうした概要を明らかに出来るように努力をしていきたいなという風に考えているところであります。

3. 文化振興について

質問要旨

文化芸術基本法では、①等しく文化芸術の鑑賞ができる環境整備、②文化芸術活動が活発に行われる環境醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光やまちづくりなどの各関連分野における施策との有機的な連携が明記されたほか、関係者相互の連携及び協働に係る規定も新設され、文化庁移転に伴う連携拠点としての本府の役割は大きいと考えるが、文化振興に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1)本府では、京都府文化力による京都活性化推進条例に基づき、京都こころの文化・未来創造ビジョン等を策定し、多様な施策を展開しているが、国が策定する文化芸術推進基本計画を参酌して、地方文化芸術推進基本計画を定めることとなっている。文化庁移転も1つの契機に、新たな文化芸術振興策の展開が求められる中、地方文化芸術推進基本計画の策定についてどのように考えているのか。また、京都文化力プロジェクトの進捗状況と課題についてもどうか。

(2)文化芸術基本法では、地方文化芸術推進基本計画の策定やその他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、幅広い識見者や関係者による合議機関を条例設置することができるとされているが、今後どのように取り組むのか。

答弁

次に、文化振興でありますけれども、京都府では、今までの文化施策が、どちらかという文化財・文化芸術の保護とか、継承に重きを置かれていた中で、京都が有する優れた文化の資源の力をもっと活用できないかということで、平成17年に「京都府文化力による京都活性化推進条例」を制定し、そして、その条例に基づき、平成18年に「21世紀の京都文化力創造ビジョン」、平成24年には「京都こころの文化・未来創造ビジョン」を策定し、源氏物語千年紀や琳派400年記念事業など

を行いますとともに、今年度からは府独自に新しく暫定登録文化財制度を創設するなど、京都ならではの取組を実施してまいりました。

国は本年6月に「文化芸術振興基本法」を改正し、文化GDPの拡大に向けた文化芸術への効果的な投資とイノベーションの創出、そして、国際文化交流と協力の推進、文化芸術に触れ参画する環境の整備、人材の育成などの視点から、「文化芸術推進基本計画」の策定がこれから進められるということになっております。

こうした点からしますと、京都府の今までの取組というのは、今までのまさに国の流れの先駆的なことをやってきたなということがございます。私どもは、この流れに沿って、さらに和食のユネスコ無形文化遺産登録ですとか、文化庁移転による地域文化の展開を踏まえた活動を展開していきたいと思っております、現行ビジョンをしっかりとこうした方向を踏まえて改定することによって、法定の地方文化芸術推進計画に位置づけていけるようにしていきたいというふうに思っております。

その中では、特に、地域の文化資源、観光や伝統産業と結びつけた形にしていかなければいけないとか、それから、国内外の文化芸術の担い手の交流をもっとしっかりやっていかなければいけないとか、食文化そして障害者芸術、こうしたものの振興についても具体的な施策を盛り込んでいきたいなというふうに考えているところであります。

京都文化カプロジェクトにつきましては、昨年度は、スポーツや文化による国際貢献等を議論・発信する「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」を国と共催いたしました。今年度は、祇園祭の鷹山保存会囃子方などの伝統芸能と現代パフォーマンスが融合した、かなり前進的でありましたけれども、「東京キャラバン in 京都」が開催されまして、大きな反響を得たところであります。

2018年にはアーツ&クラフツ、2019年はくらしの文化をテーマとしたリーディング事業、そして、2020年には、まさに総合的な祭典を開催していきたいというふうに思っております、今後、国のbeyond2020（ビヨンドニーゼロニーゼロ）という認証にも参画しながら、積極的に事業展開を図っていききたいと思います。

今回補正予算でも、アトリエ付きのシェアハウスの整備によるアーティストの育成ですとか、商店街でのギャラリー開設による作品発表の場の確保ですとか、そうした京都の新たな魅力や文化の創造の取組み、次世代に継承する取組みをお願いしているところでありますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

具体的なそのための推進会議の設置でありますけれども、これまでからも我々は色々な形で条例やビジョンの策定について意見を伺ってきておりますので、こうした皆様方の意見を伺ってきた組織をもとに、さらに、昨年は、京都府の文化賞受賞者から成る「京都文化芸術会議」を設立して、文化庁移転に向けても提言をいただいておりますので、こういうものも母体として新しい文化行政を展開するための組織を立ち上げていきたいというふうに思っておりますので、また、色々な面で御意見をいただきたいというふうに考えております。

4. 肝炎対策について

質問要旨

日本では年間3万人が肝臓がんで亡くなっており、適切な対策として、肝炎ウイルス検査の受診率向上及び治療効果が高いことの周知が必要と考えるが、肝炎対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 京都府肝炎対策協議会を設置し、肝炎対策に係る各種取組を実施してきたが、本府における肝炎の状況についてはどうか。また、肝炎に関する普及啓発と感染予防の推進、ウイルス検査の受診勧奨や肝炎医療を提供する体制の確保、肝炎患者等に対する相談支援など、これまで実施してきた施策について、成果指標の達成状況も含め、どのように評価し、また、どのような課題があると認識しているのか。

(2) ウイルス性感染者は肝硬変や肝がんのリスクが日を迫うごとに高くなることから、陽性者を医療機関に繋げるためにインパクトのある周知や、過去に陽性と判定された方に改めて勧奨するなど、本府が実施できる取組は速やかに行うことが重要と考える。現在、京都府保健医療計画の改定に向け、協議会で検討中と聞くが、肝炎対策について今後どのように取り組むのか。

答弁

○肝炎対策について

【本府における肝炎の状況】

肝炎対策でありますけれども、血液を介して感染するB型、C型ウイルス肝炎は、国内最大の感染症と言われ、府内でも患者が約8,800人とか、感染者は約6～8万人ぐらいいるのではないかと推計されています。全国では300万人から500万人を超えると推計されているというわけですから大変な数でございます。

この中で、C型肝炎は、薬も開発されまして平成17年から減少し始め、26年からの治療効果の高い新薬の服用開始によりまして、患者数はさらに減っていくのではないかなと思います。

しかしながら、感染を放置いたしますと肝硬変や肝がんに進行する恐れもありまして、すべての府民の皆様が少なくとも1回はウイルス検査を受検していただきたいなと思っております。

【施策の評価と課題】

そのため、府では、平成25年度に肝炎対策推進計画を保健医療計画と一体的に策定いたしまして、普及・啓発、そして、検査の受検促進、また、医療提供体制の充実、そして、相談体制・人材育成というものを重点項目に位置づけて、取組を進めてまいりました。

具体的には、7月28日を世界肝炎デーですけれども、これを中心に肝臓週間での啓発、それから、保健所、市町村、358箇所での医療機関で無料検査を実施。さらに陽性者には精密検査を勧奨し、27年度からその費用を助成をしております。府立医大病院と京大病院を肝疾患診療連携拠点病院

に指定して、また、身近な地域で治療を受けられるように 206 箇所の専門医療機関の指定も行っているところでありまして、ウイルスを排除するためのインターフェロンフリー治療などに係る医療費を助成をしております。

また、相談センターを両拠点病院に設置し、さらに北部地域では、巡回型相談会を開催いたしまして、ものすごい数ではないのですけれども、だいたい年 200 名を目標に、達成できてないのですけれども、活動を展開しております。

こうした取組みを通じ、体制は進捗しているのですけれども、残念ながらウイルス検査の受検者は、社会問題化いたしました 10 年前と比べて半減をしております、ここ数年は横ばいの状況になっております。それだけに、ウイルス検査陽性者に対する精密検査受検勧奨も含めてですね、もうちょっときちっと体系として確認をしていかなければならないというふうに考えているところであります。

このため、次期計画策定に向けまして、より実効性の高い啓発ですとか、人間ドック等での受検状況の把握、そして、陽性者を確実に精密検査に繋げていく仕組みが必要という意見をいただいているところであります。

【新肝炎対策を推進するための計画について】

次期計画では、そのために府、市町村、医療保険者が一体となってですね、早期発見に向けて、まだ肝炎検査を受けていない層に狙いを定めた受診勧奨を実施するとか、全ての二次医療圏で夜間休日検査が受けられるようにするなどの検査体制の拡充、さらに、陽性者を確実に、医療機関における精密検査・治療につなげていくために、市町村の国保データベースを活用して受診状況を確認するフォローシステムの構築などを検討しているところでありまして、こうした施策によって、さらにきめ細やかな肝炎対策を講じて参りたいと考えているところであります。

5. 性犯罪の防止について（1）

質問要旨

本年 6 月、被害者に寄り添った刑法改正が 110 年ぶりに行われたが、性犯罪の防止に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

（1）本府における性犯罪の被害状況は、強姦、わいせつが、以前は年間 300 件前後で推移し、減少傾向に転じないため、2014 年に京都府警察犯罪抑止対策調査研究会を立ち上げ、抑止に向けて取り組んできたが、これまでの取組についてどのように評価しているのか。また、今般の法改正を踏まえた今後の取組方針についてはどうか。（警察本部長）

答弁

諸岡議員の御質問にお答えします。

当府警察における、性犯罪の抑止に向けた取組につきましては、議員ご指摘の研究会設置後は、その提言等も踏まえた施策を展開しており、具体的には、女子大学生等が独り暮らしをする賃貸マンションの防犯性能を底上げするため、「京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度」の普及に努めているほか、被害リスクを高める行動を回避していただくため、いわゆる「歩きスマホ」に焦点を当てたCMを制作したり、大学生等が飲酒の機会に性犯罪行為に及んだり、巻き込まれたりしないよう、国税局等と連携し、「性犯罪被害・加害防止チラシ」を作成するなど、犯罪の類型に応じた様々な取組を推進してまいりました。

平成 26 年 11 月に研究会を立ち上げて以降、府内における性犯罪は、ある程度減少してはいますが、引き続き、手を緩めること無く対策を推進していかねばならないと考えております。

また、今般、刑法が改正されたことにより、今後、男性の被害や、「LGBT」など性の多様化にも十分に配慮して、対策を講じていく必要があると認識しております。

当府警察といたしましては、今後とも、性犯罪をより一層抑止するため、改正法を適切に運用して、厳正な取締りを推進することはもとより、防犯環境の整備、防犯・犯罪情報の提供、相談窓口の広報等、従来の方策を継続的に実施しながら、男女兼用の性犯罪被害防止教室カリキュラムを活用した防犯教室など、よりきめ細かい、新たな対策にも取り組んでまいり所存であります。

5. 性犯罪の防止について（2）

質問要旨

本年6月、被害者に寄り添った刑法改正が110年ぶりに行われたが、性犯罪の防止に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(2)改正刑法で新設された監護者性交等罪は、18歳未満の子どもを監督、保護する関係にある者が、その子どもに対して性交等をした場合、暴行、脅迫がなくても強制的性交等罪と同様に処罰できるため、児童虐待の歯止めになると期待するが、法改正に盛り込まれていない先生やコーチといった指導的立場にある人にも課題がある。子ども達への性教育などの機会を活用した性犯罪に関する教育の実施、また、地位関係性を利用した性犯罪を起こし得る指導的立場にある者に対する啓発などに取り組むべきと考えるがどうか。(教育長)

答弁

諸岡議員の御質問にお答えいたします。

性犯罪の防止についてであります。児童生徒に対するわいせつ行為は、人権を著しく侵害し、深く傷つける行為であり、児童生徒を守り、健全に育むべき立場の教員が加害者となることは、あつ

てはならないことであり、

昨年度から府内でこうした事象が相次いだことにつきまして、改めまして深くお詫び申し上げます。

こうした行為を根絶するため、性的な被害を受けた児童生徒は長期にわたって心身に深い傷を負うこと、二次被害が生じやすいことなどの認識しておくべき重要な事柄や、密室での個別指導やSNS等のやりとりを行わないことなどの具体的な留意点を示した冊子を、本年6月に作成し、全ての学校で教員一人一人の認識を深める研修を実施するとともに、その研修内容や成果の把握、指導の徹底に努めているところでございます。

また、児童生徒を性被害から守るためには、児童生徒自身が危険を察知し、回避する能力を育成することが重要であります。

そのため、府警本部等と連携した学校安全教室指導者講習会や性犯罪等に関する研修により教員の指導力を高め、各学校で防犯に関する指導やインターネットに起因する性被害を防止するための啓発を行うとともに、所轄の警察署の協力を得た防犯教室や性犯罪被害防止教室を実施しております。

今後そうした取組を更に拡充をし、児童生徒に性犯罪の怖さや対処法、予防策を身につけさせるとともに、児童生徒が不安を感じたときには気軽に相談できるよう、スクールカウンセラーや教員による相談しやすい環境づくりを推進し、児童生徒を性犯罪から守る取組を進めて参ります。

6. ディスレクシア支援について

質問要旨

発達障害のひとつであるLD学習障害、中でも読み書きが苦手とされるディスレクシアと呼ばれる症状は、長い文章を正確に早く読むことが困難などの特徴があり、見た目には障害として現れにくく、親や学校など周囲からの認知は非常に難しいと言われているが、ディスレクシア支援に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。(教育長)

(1)本府におけるディスレクシアの児童・生徒数については、どのように把握しているのか。また、教育現場において、通常とは異なる反応を示す児童、生徒については、どのように意識し、目配りや対策を講じているのか。

(2)2016年に文部科学省が初めて実施した調査によると、発達障がいや弱視などの視覚障がいなどで読み書きが難しい児童や生徒向けのデージー教科書を必要とする子どもたちの数は、本府では、小学校で70人、中学校で50人と聞かすが、府教育委員会として、これまでの学校現場におけるデージー教科書の活用について、どのように考え、取り組んできたのか。

(3)また、今回の調査は、デージー教科書を必要とする児童・生徒数の把握や教育現場に広く周知する狙いもあったと聞かすが、今後、障害のある子どもたちの学習環境を整えるため、デージー教科書の活用も含め、LDの子どもたちのための有効な教材、指導方法の研究にどのように取り組むのか。

次に、ディスレクシア支援についてであります。学習障害の一つであるディスレクシアは、知的障害とは異なり、読み書きの正確さや流暢さが困難な状態にあるものの、文章の意味や内容を理解できないものではないことから、一見して障害があることを認識しにくいものであります。

そのため、該当する児童生徒の数を正確に把握することはなかなか難しい部分がありますが、学習上の課題や学校生活での様子などについて、一人一人の状況を把握したところ、府内の小中学校の児童生徒のおよそ4%がディスレクシアに該当するのではないかと考えております。

学校におきましては、こうした児童生徒を対象に、個別の教育支援計画と指導計画を作成の上、必要な支援を行っているところであり、通常学級では、授業中の声かけ、宿題や板書量の調整といった目配りを中心に、特別支援教育支援員によるサポート、学習課題に対応したヒントカードを提示するなど、一人一人に応じた配慮を行っております。

更に、通級指導教室におきましては、漢字の読み書きなど本人の苦手な部分への指導、教科書に書かれた文章の理解に焦点を当てた指導、通常学級での授業に向けた予習の指導など、障害の状態に応じて、個別指導を中心としたきめ細やかな学習支援を行っております。

現在、府内の小中学校では、通級指導教室での指導の際に、音声教材が活用されており、デイジー教科書についても、少しずつその活用が進められておりますが、御指摘のとおり、まだまだ、広く普及する状況には至っておりません。

こうした中、府教育委員会では、この間、ディスレクシアの児童生徒への指導方法についての研究を行い、タブレット端末の音声読上げ機能を活用した指導において、効果が確認できたところでございます。

LDを始めとした発達障害の児童生徒に対し、一人一人に応じたきめ細やかな指導を更に進めていくため、まずは、教員研修を通じて、ディスレクシアなどの学習障害への認識を広く教員に理解させるとともに、タブレット端末の音声読上げ機能を活用した指導など、効果的な指導方法について更に研究を深め、府内の小中学校に普及をしていきたいと考えております。